

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件二件	五四	○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を廃止した旨届出があった件	五六
○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件	五四	○土地改良区の清算人が就任した旨届出があった件	五六
○保安林の指定をする予定である旨通知があった件二件	五五	○公共測量の実施について通知があった件	五七
○道路の区域を変更する件	五六	福島県病院局	五七
○特定非営利活動法人の設立の認証	五七	○平成二十一年度福島県病院局職員採用選考予備試験を実施する件	五七
		正 誤	五七
		○平成二十一年九月一日付け定例第二千二百十一号中	五七

告 示

福島県告示第五百六十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年九月八日から平成二十二年一月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市経済部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年九月八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 佐藤 雄平

二 変更した事項
南相馬ジャスコモール 福島県南相馬市原町区大木戸字金場七十七番地ほか

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三 変更した年月日
平成二十一年七月三十一日

四 届出年月日
平成二十一年八月二十七日

五 届出をした者
株式会社ジャスコ

(「別紙」は、省略し、縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百六十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年九月八日から平成二十二年一月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市経済部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年九月八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル原町西店 福島県南相馬市原町区四丁目七番地一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗の所在地

(変更前) 福島県南相馬市原町区南町四丁目七番地ほか

(変更後) 福島県南相馬市原町区南町四丁目七番地一ほか

三 変更した年月日

平成二十一年八月三十一日

四 届出年月日

平成二十一年八月三十一日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百六十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年九月八日から平成二十二年一月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市経済部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年九月八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル原町西店 福島県南相馬市原町区南町四丁目七番地一ほか

二 変更しようとする事項

1 駐車場の収容台数

(変更前) 四百八十台

(変更後) 三百十四台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(1) 位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

(2) 収容台数

(変更前) 四十六台

(変更後) 百九台

3 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

4 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数

(変更前) 十二か所

(変更後) 三か所

(2) 位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

平成二十二年五月一日

四 届出年月日

平成二十一年八月三十一日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

〔別紙図面〕は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十一年九月八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所

南会津郡只見町大字梁取字愛宕山二一〇七、二二〇八の一、二二〇八の二、字井戸

沢二二九五の八、二二九五の九、二二九五の一、二二九五の二、二二九五の二八、

二二九五の二九、二二九五の三三、二二九五の三六、二二九五の三七、二二九五の七二から二二九五の八二まで、字田ノ口沢二〇九一から二〇五五まで、

二二〇六の二、二二〇六の三、二二〇六の一六から二二〇六の五九まで、字後山二二〇の三四から二二〇の五二まで、二二二〇の五四、二二二〇の六〇から二二二〇の八〇まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字愛宕山二一〇七、二一〇八の一、二一〇八の二、字井戸沢二二九五の八、二二九五の二八、二二九五の二九、二二九五の三三、二二九五の三六、二二九五の三七、二二九五の七二から二二九五の八〇まで、字田ノ口沢二〇九一から二〇五五まで、二一〇六の二、二一〇六の一六から二一〇六の三二まで、二一〇六の三六から二一〇六の四〇まで、二一〇六の四三から二一〇六の五五まで、字後山二二二〇の三四から二二二〇の五二まで、二二二〇の五四、二二二〇の六九から二二二〇の七八まで

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。

(治山対策課)

福島県告示第五百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十一年九月八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所

会津若松市門田町大字御山字山寺前甲一一五七、甲一一七五から甲一一七八まで、甲一一八二、甲一一八四、甲一一八五、甲一一八七から甲一一八九まで、甲一一九三、甲一一九五から甲一二〇四まで、甲一二〇五の二、甲一二〇九、甲一二一一、甲一二一三、甲一二二〇、字八幡上一九〇、一九一、一九三、三〇〇から三〇二まで、三〇八から三一〇まで、三二九から三三三まで、甲一二七三から甲一二七五まで、字館山甲三一五一、甲三一五二、甲三一五四から甲三一五七まで、甲三一五八の一、甲三一五八の二、甲三一五九、甲三二六〇、甲三二六二の一、甲三二六二の二、字牛ヶ首甲三二六三のイ

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、会津若松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び会津若松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第五百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十一年九月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
一般国道 一一五号	伊達市霊山町石田字日向一六番一地从先から同 市霊山町山戸田字成合二二番一地从先まで	変更前 A 七・八〇 B 三三・〇〇	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)

変更後

B 一一・〇〇
七九・四 一、〇五一・五

(道路計画課)

公 告

公告第四百八十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年九月八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成二十一年八月二十八日

二 名称

特定非営利活動法人馬事振興会

代表者の氏名

小野 幸男

三 主たる事務所の所在地

福島県石川郡古殿町大字山上字宮前百十七番地

四 定款に記載された目的

この法人は、様々な人々に対して、馬と人との環境づくり、馬を活用しての体験活動に関する事業を行い、伝統文化の継承と交流、支援に寄与することを目的とする。(文化振興課)

公告第四百八十二号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービスを廃止した旨届出があった。

平成二十一年九月八日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
グループ プホー	郡山市安積町笹川字目	特定非営利活 市安積四一	福島県郡山	平成二〇年 九月三〇日	共同生活 援助	知的障害者 精神障害者

△笹川 二〇一	光池西三九 一九	動法人 アイ・ キャン	三一		
------------	-------------	-------------------	----	--	--

(障がい福祉課)

公告第四百八十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が就任した旨届出があった。

平成二十一年九月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

清算法人月形中野土地改良区

就任した清算人

住所

役員 氏名	住居
清算人 葉名 忠良	郡山市湖南町中野字向町二七三九番地
同 佐藤 哲也	同 市湖南町舟津字舟津六七四番地
同 齋藤喜代一	同 市湖南町中野字堰内二六七七番地
同 鈴木 健雄	同 市湖南町舘字舘七二番地
同 齊藤 勝廣	同 市湖南町舟津字浜前一三七番地
同 安部二三喜	同 市湖南町舟津字舟津八七五番地
同 岩松 隆男	同 市湖南町舟津字舟津六五〇番地
同 谷苗 順啓	同 市湖南町舘字舘一〇四番地
同 鈴木 岩男	同 市湖南町横沢字屋敷二五四二番地
同 吉田又左衛門	同 市湖南町横沢字屋敷二五四六番地
同 関 一男	同 市湖南町浜路字稲宝五八八番地
同 武藤 勲	同 市湖南町中野字向町二七〇三番地
同 宗方 秀吉	同 市湖南町中野字二番石倉四八八一番地
同 加藤 正	同 市湖南町中野字二番猿畑五七二五番地

(農村計画課)

公告第四百八十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定により、公共測量の実施について、平成二十一年八月三十一日付けで天栄村長から次のとおり通知があった。

平成二十一年九月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 測量地域 岩瀬郡天栄村西部

二 測量期間 平成二十一年九月七日から平成二十二年三月三十日まで
三 作業の種類 公共測量(一級及び二級基準点測量)

(技術管理課建設産業室)

福島県病院局

公告第11号

平成21年度福島県病院局職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。
平成21年9月8日

福島県病院局事業管理者 高地 英夫

- 1 試験を実施する職種
理学療法士
- 2 試験期日
平成21年10月2日(金)
- 3 受験申込受付期間
平成21年9月8日(火)から同月24日(木)まで
- 4 受付窓口及び問い合わせ先
福島県病院局病院総務課(福島市中町8番2号 電話(024)521-7226)
(病院総務課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
五五八	下	後ろか ら一七	指定した	規定した

○平成二十一年九月一日付け定例第二千百一十一号中